



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年12月18日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
市町村課	企画行政係	大野 秀和	内線 2572 直通 058-272-8104 FAX 058-278-2573

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正(案)に対する 県民意見募集(パブリック・コメント)について

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、住民の利便性向上と行政の効率化を目的に、市町村が整備、管理している住民基本台帳情報のうち、本人確認情報(氏名、住所、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報)をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認を行うことができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法に定められた事務及び条例で定めた事務に限られています。

今回、更なる県民の利便性向上と行政の効率化を図るため、岐阜県住民基本台帳法施行条例に新たに住基ネットの本人確認情報を利用することができる事務を追加することを検討していることから、条例の一部改正(案)について県民の皆様からご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正(案)

2 意見の募集期間

令和5年12月19日(火)～令和6年1月17日(水)

※郵送の場合は1月17日消印有効、FAX・電子メールの場合は1月17日必着

3 資料の閲覧方法

(1) インターネット(岐阜県庁ホームページ)

岐阜県民意見募集

web 検索

岐阜県庁ホームページ>くらし・防災・環境>市町村情報>市町村行政>岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正(案)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/333239.html>

(2) 印刷物

- ・ 県庁（1階情報公開・行政相談窓口前、7階市町村課）
- ・ 各県事務所（西濃、揖斐、中濃、郡上、可茂、東濃西部、恵那、飛騨、下呂の各総合庁舎）

※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び担当者名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県清流の国推進部市町村課企画行政係

- ・ 郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ F A X：058-278-2573
- ・ 電子メール：c11108@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・ 件名を『「岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名又は名称、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県清流の国推進部市町村課企画行政係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）